

平成 26 年 8 月 26 日

各 位

会 社 名 インスパイアー株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 駒澤 孝次
(JASDAQ・コード2724)
問 い 合 わ せ 先 専 務 取 締 役 野 瀬 有 孝
電 話 番 号 03-3289-6651 (代表)

訴訟の経過に関するお知らせ

平成 26 年 1 月 31 日「和解による訴訟の解決に関するお知らせ」及び平成 26 年 4 月 2 日「訴訟の経過に関するお知らせ」にて開示いたしました訴訟について、関連する事象が発生し、昨日、当社において弁護士に確認を取りましたので、経過をお知らせいたします。

記

1. 今回の事象について

平成 26 年 8 月 18 日、東京高等裁判所にて連帯保証債務履行請求控訴事件（平成 26 年 1 月 31 日「和解による訴訟の解決に関するお知らせ」にて開示した訴訟 以下「本件」「本件和解」という。）の弁論期日が開催されました。本期日は、合同会社エコ（東京都港区南青山 2 丁目 2 番 8 号 DFビルディング 5 階 代表社員 松崎弘和 以下「エコ」という。）が本件和解は当社による詐欺・錯誤によりなされたことを理由に 6 月下旬に和解無効を訴えたため、開催されたものであります。

本期日では、裁判所が双方提出書面を確認した上で、請求異議訴訟の進捗状況や破産手続開始申立の結果等について確認しました。エコは、準備書面や陳述書を追加提出したいので次回期日を設けてほしいと要請しましたが、裁判所は、本期日で弁論を終結し、9 月 29 日に判決を言い渡すと述べました。

2. 今後の方針

当社は、本件和解について、供託を含め適正に対応しており、当社による請求異議訴訟及び主債務者の訴訟の結果によっては和解金の支払いを行う意思は変更しておらず、支払いを留保している状態であります。上記判決によっては、本件和解が無効となり、本件が東京高等裁判所にて、審理が継続される可能性もありますが、今後の進捗により必要がありましたらお知らせいたします。

※注記

このお知らせの当社の代表者に記載しました役職名「代表取締役社長」及び問い合わせ先に記載いたしました役職名「専務取締役」は、会社法第 351 条第 1 項又は第 346 条第 1 項の規定により代表取締役又は取締役の権利義務を有する者として記載したものであります。

以 上